

関係業界団体 各位

福岡市長 高島 宗一郎  
(財政局 技術監理部)

## 現場代理人及び技術者の適正配置に関する取扱いについて(通知)

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

さて、建設業法等の改正に伴い、本市における『現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用』を下記のとおり改定しましたので通知いたします。

つきましては、貴団体傘下の会員の方々への周知等をよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 見直しの概要

#### 現場代理人の兼任に関する金額要件を見直し

専任の監理技術者等を要する金額要件が見直された(令和7年2月1日施行)ことに伴い、本市における現場代理人の兼任に関する金額要件についても同様に見直しています。

### 2. 『現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用』について

#### 別紙1のとおり改定

なお、今回の改定より、主任技術者や監理技術者の配置については、「監理技術者制度運用マニュアル(国交省)」を活用することとし、マニュアルに記載のない事項や留意する点等について、別紙1に整理しています。

### 3. 適用年月日

令和 7 年 2 月 1 日から適用

### 4. 問い合わせ先

#### (1) 現場代理人の兼任 及び 主任(監理)技術者の兼任などに関すること

- ・ 土木工事:財政局 技術監理部 検査課 711-4191
- ・ 営繕工事:財政局 技術監理部 技術監理課 711-4844

#### (2) 入札案件毎の営業所技術者の工事現場への配置に関すること

- 財政局 財政部 契約課 契約第1係・第2係 各入札・契約担当
- ・ 契約第1係 711-4184
  - ・ 契約第2係 711-4182

